

2023年10月31日 令和5年度ミニデイ型・運動型通所サービス研修会

「事例紹介 ①通所サービス事業者として(ミニデイ型・運動型)」

オアシス在宅療養支援センター センター長 馬場 隆幸



いきいき元気プログラム事業者研修会

(年2回開催。今年2月からWeb開催もスタート。)

☆☆総合事業の対象者だけでなく、中・重度の方のリハビリプログラムとしても活用できます。

☆☆通所介護計画や、個別機能訓練計画のご本人の「目標」の設定にも参考になります。

なごや介護予防・認知症予防プログラム 策定検討会委員からのメッセージ

オアシス在宅療養支援センター

センター長 馬場 隆幸

「新しい総合事業」における「なごや介護予防・認知症予防プログラム」に期待することは、参加される市民の方が「主体的に参加できる場」となることです。

介護予防プログラムは、自身が目標を持って主体的に参加することで、その後も活動を継続でき、地域や社会、家庭での役割（生きがい、やりがい）の再獲得に発展します。

そのために、私たち介護事業者は、その後の「活動継続の場の確保」のイメージを持って、この事業に参加する必要がありますが、費用や人材の捻出の面で非常に知恵と工夫が必要とされます。

ただ、このことは事業者として、決して地域住民の方々へのボランティア事業ではありません。介護予防プログラムで支援する方々は、今私たち介護事業者が支援させていただいている要介護者の方を支えているご家族やご近所の方、民生委員さんを始めとする地域の支援者の方々と重なります。

地域の方々が、健康で活動的な生活を継続していただき、地域で介護を必要とする方々の支援としてご活躍いただければ、私たち介護事業者の強力な応援者になります。

「なごや介護予防・認知症予防プログラム」が、地域の方々の「介護予防」から「地域での活躍」への架け橋となることを願います。

「なごや介護予防・認知症予防プログラム」

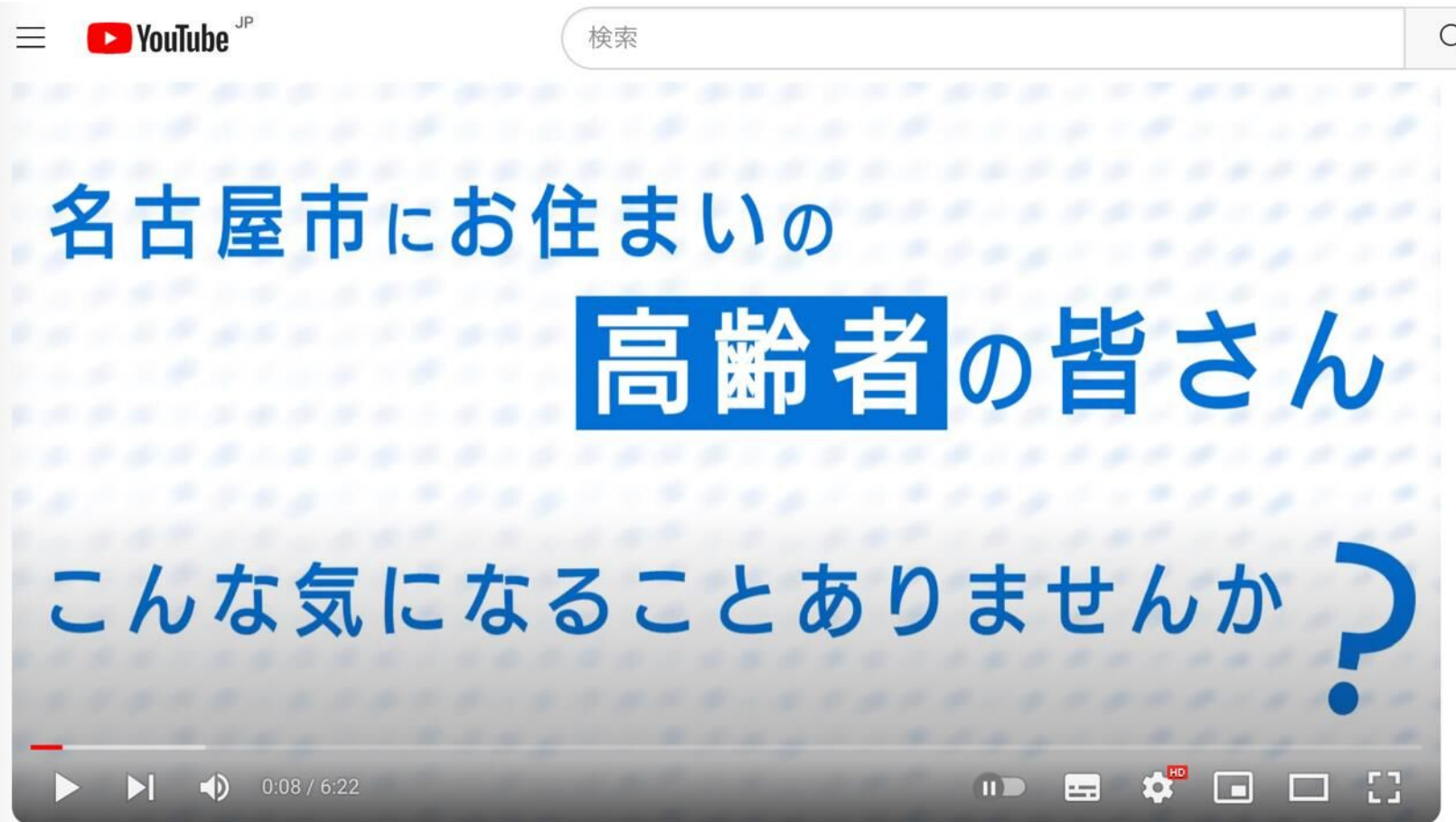
「いきいき元気プログラム」が、

地域の方々の「介護予防」から

「地域での活躍」への

架け橋となることを願います。

通所サービスが地域のハブ(拠点)になるチャンス！



【名古屋市】ミニデイ型・運動型通所サービスのご紹介



まるはっちゅ〜ぶ (名古屋市)
チャンネル登録者数 1.8万人

🔔 登録済み ▼

👍 高評価



➦ 共有

↓ オフライン



1,607 回視聴 2021/09/28

高齢者のみなさん、「階段を手すりや壁を伝わらずに昇れなくなった」など生活をしていて気になることはありませんか？もしかすると介護が必要な状態の一步手前、「フレイル」になっているかもしれません。この動画では、フレイルを予防・改善するためにご利用いただける名古屋市の介護保険サービスの中から、「ミニデイ型通所サービス」と「運動型通所サービス」の2つをご紹介します。

<2021年8月制作 健康福祉局 地域ケア推進課>



階段を手すりや壁を
伝わらずに昇れなくなった



15分以上続けて
歩けなくなった



椅子から何もつかまらず
立てなくなった

【名古屋市】ミニデイ型・運動型通所サービスのご紹介

名古屋市の 介護予防・生活支援サービス事業

ミニデイ型通所サービス

運動型通所サービス



対象者:要支援1・2の方、事業対象者の方

※事業対象者:心身の状態など簡単な質問により
介護予防や生活支援が必要と判定された方

【名古屋市】ミニデイ型・運動型通所サービスのご紹介

ミニデイ型
通所サービス

利用者の声

普段どうしても体を動かすことがだんだんおっくうになって

【名古屋市】ミニデイ型・運動型通所サービスのご紹介

**ミニデイ型
通所サービス**

事業者の声

人と会話をして口の機能を動かすであるとか

3:11 / 6:22

課題:

通所サービス事業者は、総合事業に参入するために

よく考えて **目的別、対象者別** に

運営 (人員、場所、場面) の **工夫** をしないと、

要支援、事業対象者、一般高齢者

の方との「**かかわり**」が持てなくなっている。

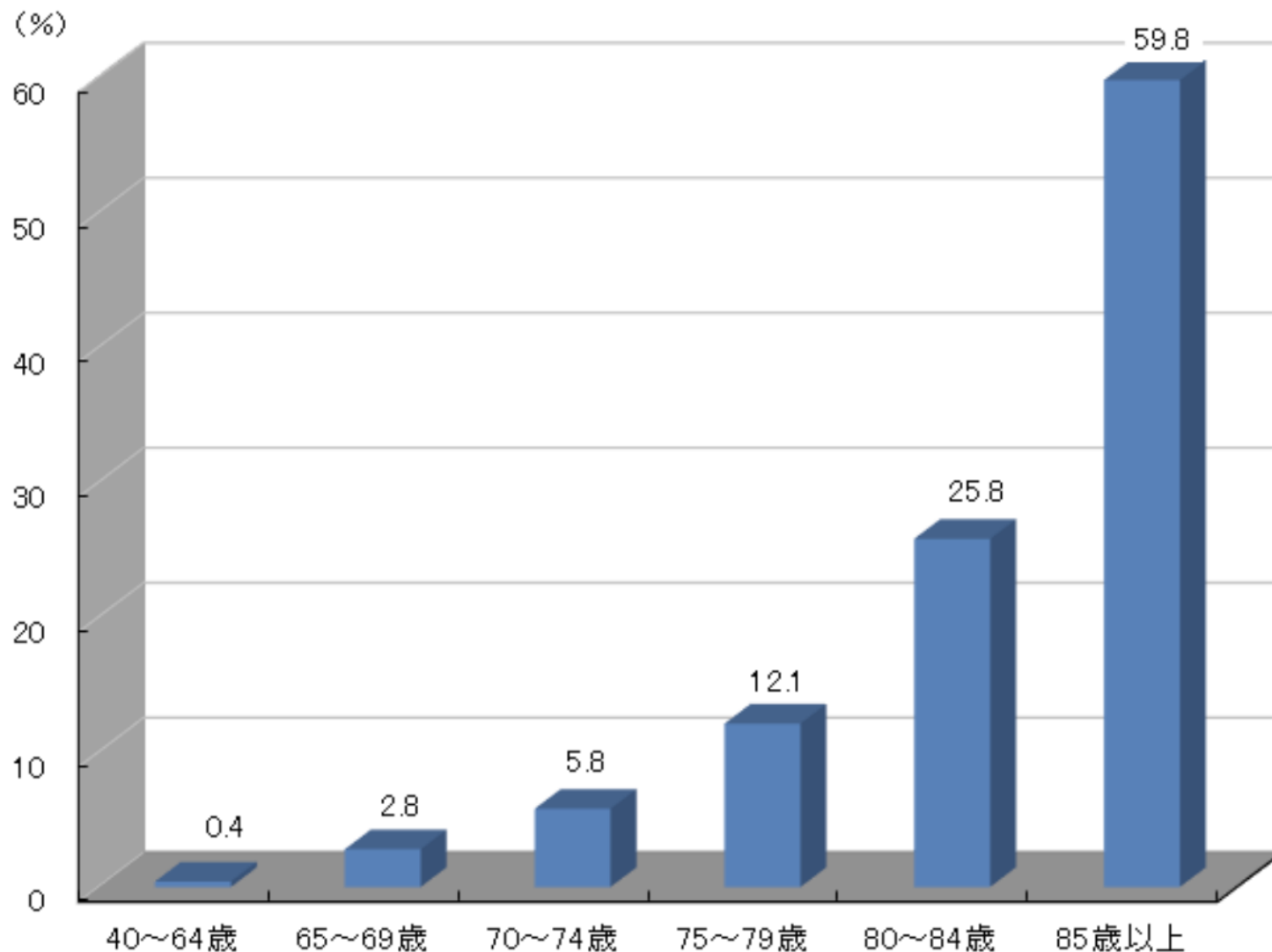
逆に、このことは介護保険による通所サービス事業者以外の高齢者の健康増進や健康管理にかかわる事業の方に

っては、工夫次第でかかわりが持てるチャンス!!

要介護、要支援、事業対象者、

一般
高齢者

年代別人口に占める要支援・要介護認定者の割合



＜厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(2023年1月審査分)、総務省「人口推計月報」(2023年1月確定値)を元に作成＞

出典:公益財団法人 生命保険文化センターホームページより

<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/1118.html>

介護予防が有効と言われる75歳未満については、全体の10%にも満たない。

介護サービス
事業者の方

→ 通所に来て欲しい「要介護」の利用者さんと
出会うためには、「要介護」化してからの
出合いのタイミングを待っているだけでは、
今の状況は厳しい。

シニアの健康増進や
健康管理を支援する
事業の方

→ 本業の健康増進や健康管理に関わる
事業への対象者の誘導を図るためには、
「健康維持」への意識を高めることが
できる「楽しく参加ができる場」を持つこと
はとても有効。

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

1) 地域の人に**予め**知ってもらう、そして「デイ」のイメージを変えてもらう。

地域(近所)の「歩いて通える距離」にお住まいの方に

なるべく早い時期から、**なじみの場所**として「使ってもらう」。

Image change

「ケア や リハビリ を受ける場所」から、

「その『**場**』を活用して、自分の『**したい活動**』をしやすい場所」へ！

特に今は、コロナで出かけられないため、**予め**知っておかないと閉じこもりになるばかり！！

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

1) 地域の人に**予め**知ってもらう、そして「デイ」のイメージを変えてもらう。

◎ミニデイ、運動型でデイの楽しさ・快刺激を「**体感**」してもらう

◎デイを地域の方にサロンの「場」として活用してもらう

→ 私たちと地域の人との「出会いの場」へ

→ 推進会議と連動した活動になり、**地域交流**にもつながる

→ **ケアマネージャーに頼らない地域への告知活動へ**

費用をかけずに宣伝活動ができて、そして地域交流にもなる。

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

2) デイが「**地域**」の中で「**役割**」を担うために、**制度の流れ**をつかむ

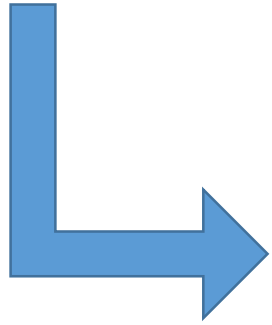
◎平成30年度 医療保険・介護保険同時改定後に進む「**予防改革**」

→ **健康維持、介護予防に効果を出すためには？**

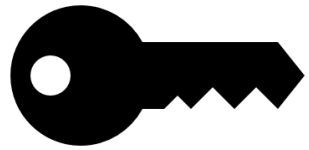
Self Care による Quality of life の向上

→ 目指すのは、**できる限り自分のことは自分で**できること。

平成30年度 医療保険・介護保険同時改定後の「大きな変化」



通所サービスの
勝負のカギ！？



社会保障審議会 介護保険部会（第74回）	資料 2
平成30年7月26日	

平成30年7月19日	第113回社会保障審議会医療保険部会	資料 2
------------	--------------------	------

高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施について

平成30年7月26日
厚生労働省老健局・保険局

- **健康格差の解消**により、2040年までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の**縮小**を目指す。
- 重点取組分野を設定、2つのアプローチで格差を解消。

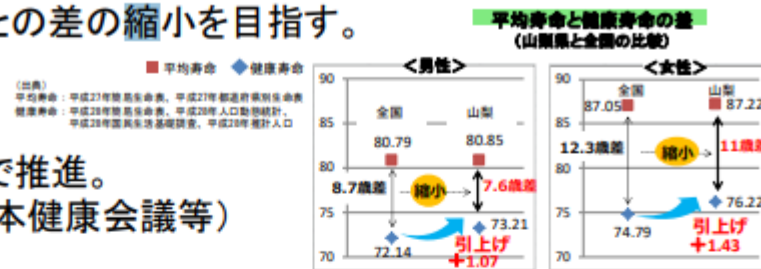
①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

・多様な主体の連携により、無関心層も含めた予防・健康づくりを社会全体で推進。

②地域間の格差の解消

・健康寿命には、大きな地域間格差。地域ぐるみで取り組み、格差を解消。

※全都道府県が、健康寿命の最も高い山梨県の水準に到達すれば、**男性+1.07年**、**女性+1.43年**の延伸。



(日本健康会議等)

① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

② 地域間の格差の解消

重点取組分野	具体的な方向性	目指す2040年の姿
次世代の健やかな生活習慣形成等 健やか親子施策	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもの適切な生活習慣形成のための介入手法の確立、総合的な支援 リスクのある事例の早期把握や個別性に合わせた適切な介入手法の確立 成育に関わる関係機関の連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 成育環境に関わらず、すべての子どもが心身ともに健やかに育まれる。 例) 低出生体重児の割合や10代の自殺死亡率を先進諸国トップレベルに改善する。
疾病予防・重症化予防 がん対策・生活習慣病対策等	<ul style="list-style-type: none"> 個別・最適化されたがん検診・ゲノム医療の開発・推進、受けやすいがん検診の体制づくり インセンティブ改革、健康経営の推進 健康無関心層も自然に健康になれる社会づくり(企業、自治体、医療関係者等の意識共有・連携)(日本健康会議等) 	<ul style="list-style-type: none"> 個々人に応じた最適ながん治療が受けられる。 所得水準や地域・職域等によらず、各種の健康指標の格差が解消される。
介護・フレイル予防 介護予防と保健事業の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防(フレイル対策(口腔、運動、栄養等)を含む)と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みの構築、インセンティブも活用 実施拠点として、高齢者の通いの場の充実、認知症カフェの更なる設置等 地域交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防のサービスが一体的に受けられる。 例) 通いの場への参加率 15% 認知症カフェの設置箇所数 9,500箇所

基盤整備

見える化

データヘルス

研究開発

社会全体での取組み

厚生労働省のホームページには、

—令和2年4月より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。—

と表示され、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の資料や報告が掲示されて」います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/hokenjigyou/index_00003.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'Main Text', 'Inquiry Window', 'Frequently Asked Questions', 'Site Map', and 'Participation of Citizens'. A search bar with 'Google Custom Search' is also present. Below the navigation bar, a blue banner contains various menu items: 'Search by Theme', 'News & Publicity', 'Policy', 'About MHLW', 'Statistical Information & White Paper', 'Regulations', 'Application & Recruitment', and 'Information Disclosure'. The main content area features a breadcrumb trail: 'Home > Policy > Overview of Policy by Field > Health & Medical > Medical Insurance > About Health Promotion Activities for the Elderly'. The title of the page is 'High-aged people's health promotion activities'. Below the title, there are several categories of links: 'Notice', 'Related Information', 'Related Laws', 'Related Notices', 'Cases related to health promotion for the elderly', 'Related Review Meetings', 'Past Notices', and 'Link'. A summary text states: '—From April 2020, we are working on the integrated implementation of health promotion activities for the elderly and preventive care for the elderly.—'. Below this, there is a section titled 'Notice' with three items: 1) 'About the introduction of tax incentives for health insurance premiums for high-aged people in the second half of fiscal year 2020', dated April 7, 2023. 2) 'About the criteria for special adjustment of grant-in-aid for fiscal year 2020 (related to Article 9, Paragraph 6 of the Ordinance No. 6, 2019)', dated April 7, 2023. 3) 'About the survey results of the integrated implementation of health promotion activities for the elderly and preventive care for the elderly in fiscal year 2019', dated March 31, 2023. On the right side, there is a vertical sidebar menu with 'Policy' selected, and sub-items including 'Overview of Policy by Field', 'Health & Medical', 'Health', 'Food', 'Medical', 'Medical Insurance', 'Medicine & Medical Devices', 'Public Health', 'Water', 'Welfare & Care', and 'Employment & Labor'.

関連資料


高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 事業の概要等

[PDF 高齢者の保健事業 基礎資料【PDF：8,875KB】 \[7.9MB\]](#) 

ガイドライン等

▶高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版

[PDF 【一式】 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版【PDF:8.99MB】 \[8.8MB\]](#) 

[PDF 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版（令和元年10月公表）【PDF：6.13MB】 \[6.0MB\]](#) 

[PDF 別添 後期高齢者の質問票の解説と留意事項【PDF:3.19MB】 \[3.2MB\]](#) 

▶高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版補足版

[PDF 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版補足版【PDF：8,583KB】 \[8.4MB\]](#) 

[PDF 【再掲】 高齢者の適切な受診等への支援事例【PDF：6,157KB】 \[6.1MB\]](#) 

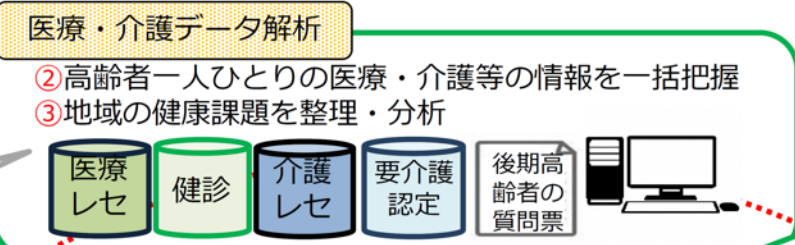
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する経緯

年度	関連事項
平成20年度	後期高齢者医療制度の施行（4月）
平成26年度	日本老年医学会による「フレイル」の提唱（5月）
平成27年度	<p>経済財政諮問会議 ◇フレイルに対する総合対策が言及される（5月）。改革工程表にフレイル対策の推進が示される（12月）。</p> <p>後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究（厚生労働科学特別事業）報告書 ◇フレイルの概念整理、取組のエビデンス検討、ガイドラインの素案作成（～3月）</p>
平成28年度	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（4月施行） ◇高齢者の特性に応じた保健指導等が広域連合の努力義務とされる。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2016閣議決定（6月） ◇「フレイル対策については、ガイドラインの作成等や効果的な事業の全国展開等により推進する。」</p> <p>高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ（7月～） ◇WG（3回）、作業チーム（2回）、モデル事業実施</p>
平成29年度	<p>高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ ◇WG（2回）、作業チーム（2回）、モデル事業実施</p>
平成30年度	<p>高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ ◇高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン策定（4月）</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議（9～12月）</p>
令和元年度	<p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正（5月公布） ◇市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班（5～9月）</p> <p>高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ ◇高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン改定〔第2版〕（10月）</p>
令和2年度	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正（4月施行）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④ 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。



① 市町村は次の医療専門職を配置

- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
- ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置

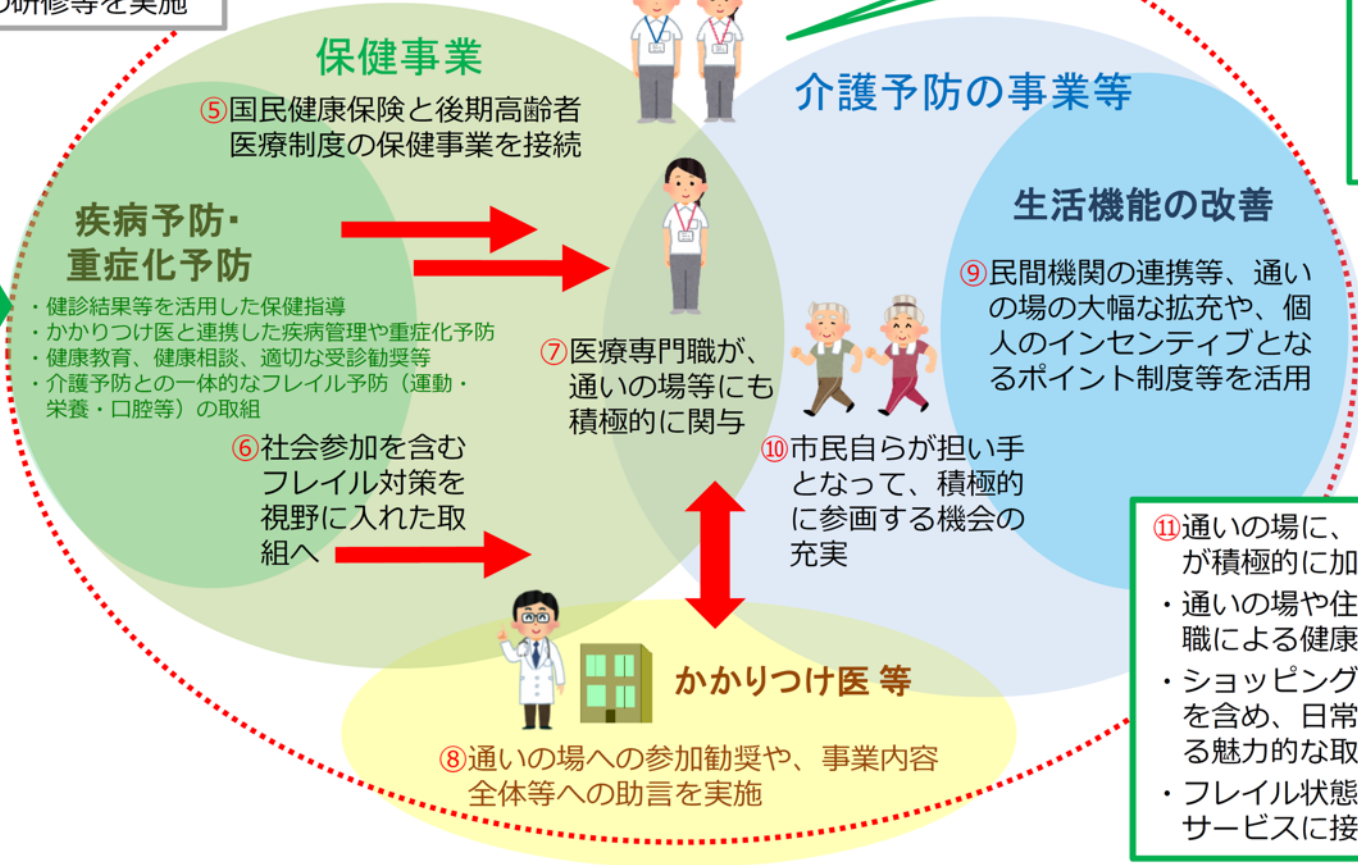
国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

- 企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
- 日常生活圏域に医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）

高齢者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援



⑤ 国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

- ・健診結果等を活用した保健指導
- ・かかりつけ医と連携した疾病管理や重症化予防
- ・健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等
- ・介護予防との一体的なフレイル予防（運動・栄養・口腔等）の取組

⑥ 社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦ 医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩ 市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

かかりつけ医等

⑧ 通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

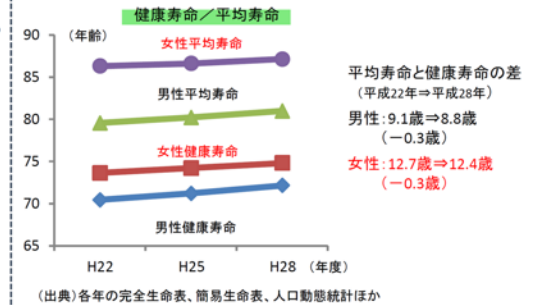
生活機能の改善

⑨ 民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

⑪ 通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、

- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
- ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
- ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

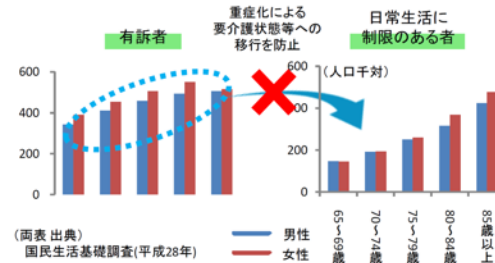
- 人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するため、高齢者の予防・健康づくりを推進することが重要。
- 高齢者の有病率は高く、早期発見・早期対応とともに、重症化予防が課題。
- また、生活機能も急速に低下し、高齢者が参加しやすい活動の場の拡大や、フレイル対策を含めたプログラムの充実が課題。
- さらに、介護予防と生活習慣病対策・フレイル対策は実施主体が別であり、高齢者を中心として提供されるよう連携が課題。
- このため、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みを構築。



健康寿命の延伸に向けた課題

1. 疾病予防・重症化防止の対応

- ▶ 高齢者の大半は何らかの自覚症状を有し、医療機関に受診。
- ▶ 慢性疾患の有病率が非常に高く、複数の慢性疾患を有する割合も高水準。
 - ⇒ 早期発見・早期対応
(特定健診・保健指導の実施率向上等)
 - ⇒ 効果的な重症化予防
(日常生活に支障が生じるリスクへの対応)



2. 高齢者の生活機能低下への対応

- ▶ 高齢者の生活機能は75歳以上で急速に低下。

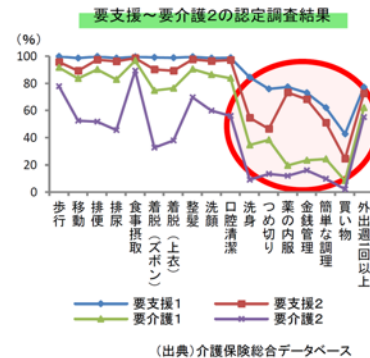
	65~69	70~74	75~79	80~84	85~
日常生活に制限	15%	19%	26%	35%	46%
要介護認定率	3%	6%	14%	29%	59%

(出典) 上欄: 国民生活基礎調査(平成28年)
下欄: 人口推計及び介護保険事業状況報告書(平成27年11月分)

- ▶ 身の回りの動作等は維持されていても、買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。
- ▶ 高齢者が気軽に立ち寄る通いの場(=介護予防の場)を整備しているが、参加率は低迷。フレイル対策(運動、口腔、栄養等)を含めたプログラムの改善が求められている。

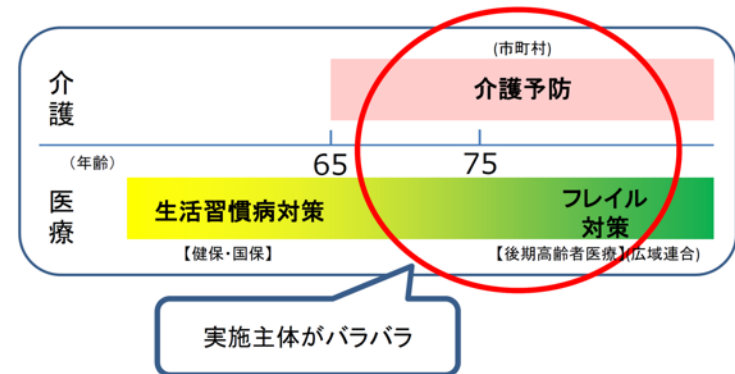
※平成28年度の参加率: 高齢者人口の4.18%

- ⇒ 高齢者が参加しやすい活動の場の拡大、プログラムの充実



3. 1・2の一体的対応

- ▶ 生活習慣病対策・フレイル対策(医療保険)と介護予防(介護保険)が別々に展開。
- ▶ 医療保険の保健事業は、75歳を境に、保険者・事業内容が異なる。



2. 高齢者の生活機能低下への対応

▶ 高齢者の生活機能は75歳以上で急速に低下。

	65～69	70～74	75～79	80～84	85～
日常生活に制限	15%	19%	26%	35%	46%
要介護認定率	3%	6%	14%	29%	59%

(出典) 上欄: 国民生活基礎調査(平成28年)

下欄: 人口推計及び介護保険事業状況報告月報(平成27年11月分)

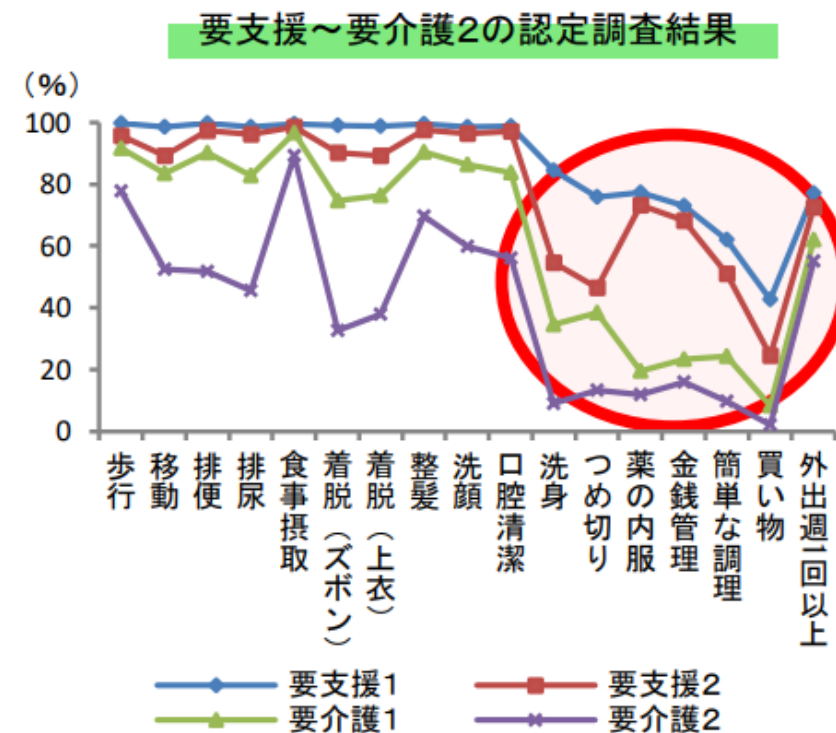
▶ 身の回りの動作等は維持されていても、
買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。

▶ 高齢者が気軽に立ち寄る通いの場(=介護予防の場)
を整備しているが、参加率は低迷。
フレイル対策(運動、口腔、栄養等)を含めた
プログラムの改善が求められている。

※平成28年度の参加率: 高齢者人口の4.18%

⇒ 高齢者が参加しやすい活動の場の拡大、プログラムの充実

⇒ 75歳から始めていては、予防できない！！もっと前から！！

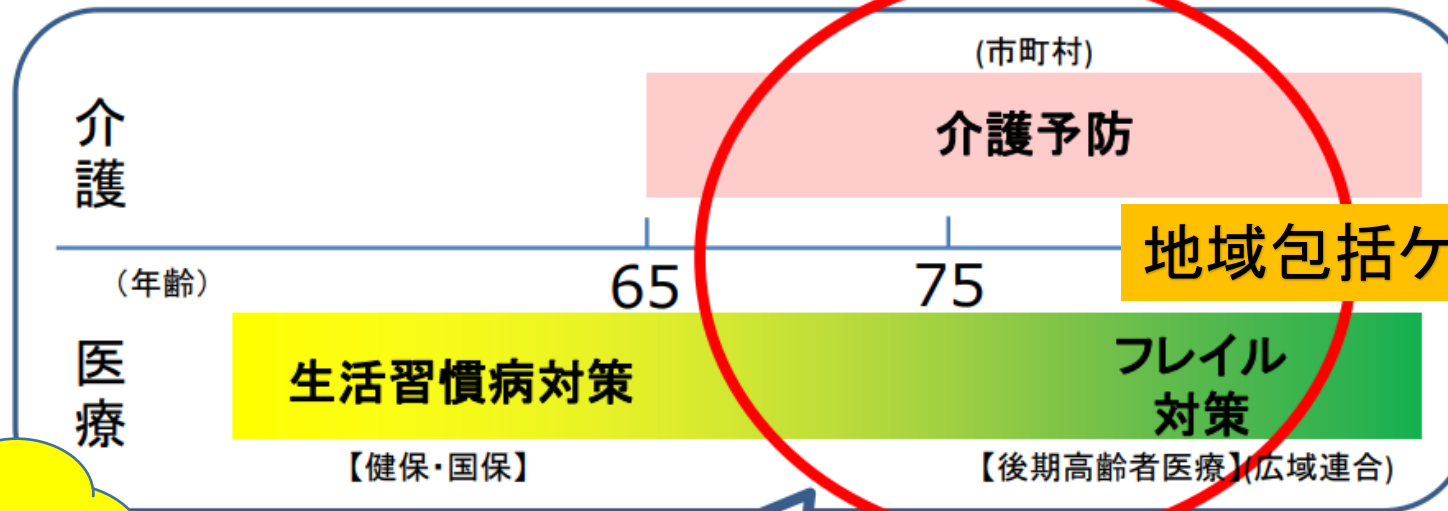


(出典) 介護保険総合データベース

3. 1・2の一体的対応

- ▶生活習慣病対策・フレイル対策（医療保険）と介護予防（介護保険）が別々に展開。
- ▶医療保険の保健事業は、75歳を境に、保険者・事業内容が異なる。

介護と医療が一体となって、



地域包括ケアにするためには

大問題！

実施主体がバラバラ

私たちはどうすべきか？！

ホーム > 保健事業情報 > 国保データベース (KDB) システム

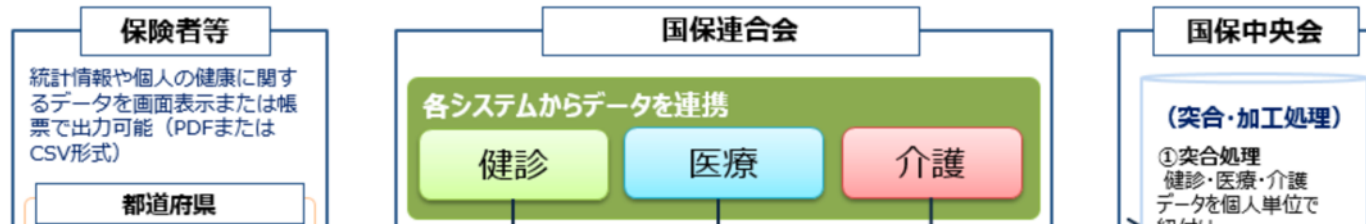
国保データベース (KDB) システム

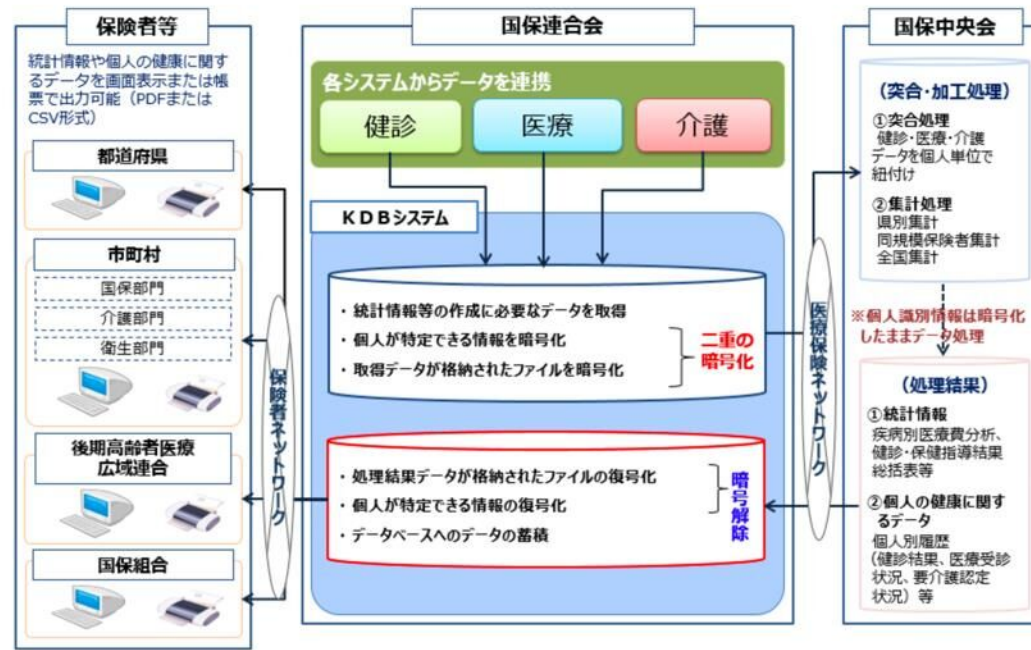
KDB等利活用部会 報告書

日付	件名	資料等
2018.08.30	KDB等利活用部会 報告書	[ZIP形式/24.7MB]

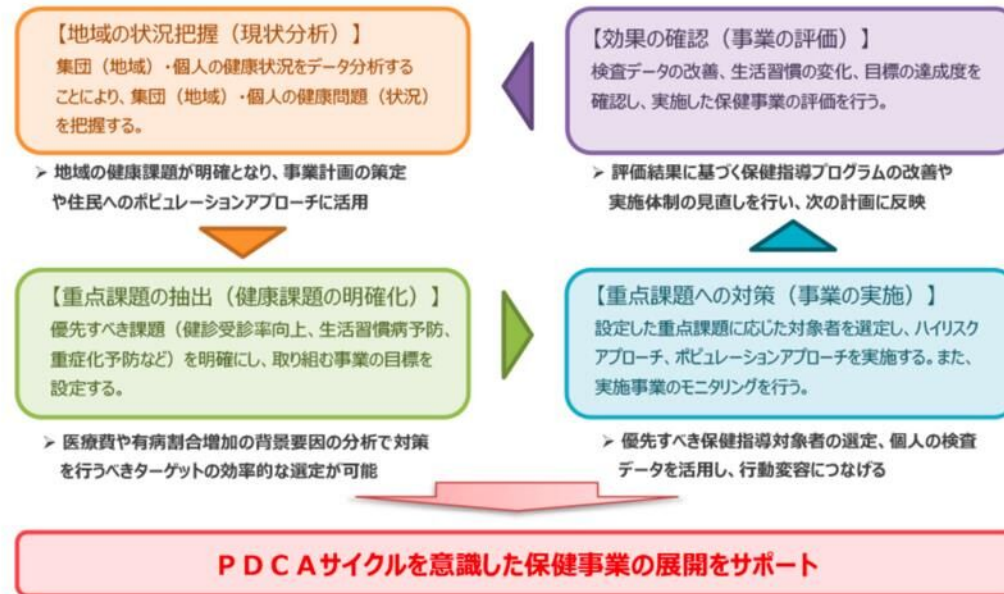
システム概要

PDCAサイクルに沿ったデータヘルス計画の策定や実施等を支援するため、KDBシステムを開発し、国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成し、提供しています。





KDBシステムから提供されるデータを分析することにより、地域住民の健康課題を明確化し、事業計画を策定した上で、それに沿った効率的・効果的な保健事業を実施することやその評価を行い、次の課題解決に向けた計画の見直しが可能となります。



LIFE

科学的介護情報システム

VISITをご利用されていた方

アカウント引継ぎ

専用の起動アイコン(exe)でシステムを起動する必要があります

登録済みの方

ログイン

専用の起動アイコン(exe)でシステムを起動する必要があります

初めてご利用される方

新規登録

お知らせ

3年度開始された

LIFE

もこの流れによるもの。

積極的に活用すべき
ツールとなります。

7月10日までにデータをご提出いただいた事業所におかれましては、6月利用分のフィードバック帳票をダウンロードしていただけるようになりました。

7月10日までにデータをご提出いただいた事業所におかれましては、フィードバック帳票をダウンロードしていただけるようになりました。

ダウンロード方法やフィードバック帳票の見方等については、「?操作マニュアル等」にあります「操作説明書（初回フィードバックについて）」をご確認ください。

今回は7月10日までに提出いただいたデータに係る情報をフィードバックいたします。

なお、今後のフィードバックにつきましても、随時、このお知らせ欄等を通じてお知らせしてまいります。

8月4日 15:40頃より17:00頃まで、リハビリマネジメント画面を表示しようとする時、『この様式情報は既に削除されています。』と画面上に表示され、「リハビリ計画書1」「リハビリ計画書2」「リハビリ会議録」





申請・受取方法
申請状況確認

紛失・一時停止
セキュリティ

よくあるご質問

マイナンバー
(個人番号) とは

マイナンバーカード
について

交付申請書等
ダウンロード

<重要>マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失でお困りの方
<重要>申請不備が増えております。詳しくは顔写真のチェックポイントをご確認ください。

マイナンバーカードの申請状況をご確認いただけます

申請状況照会 サービス



申請書IDをご用意ください

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

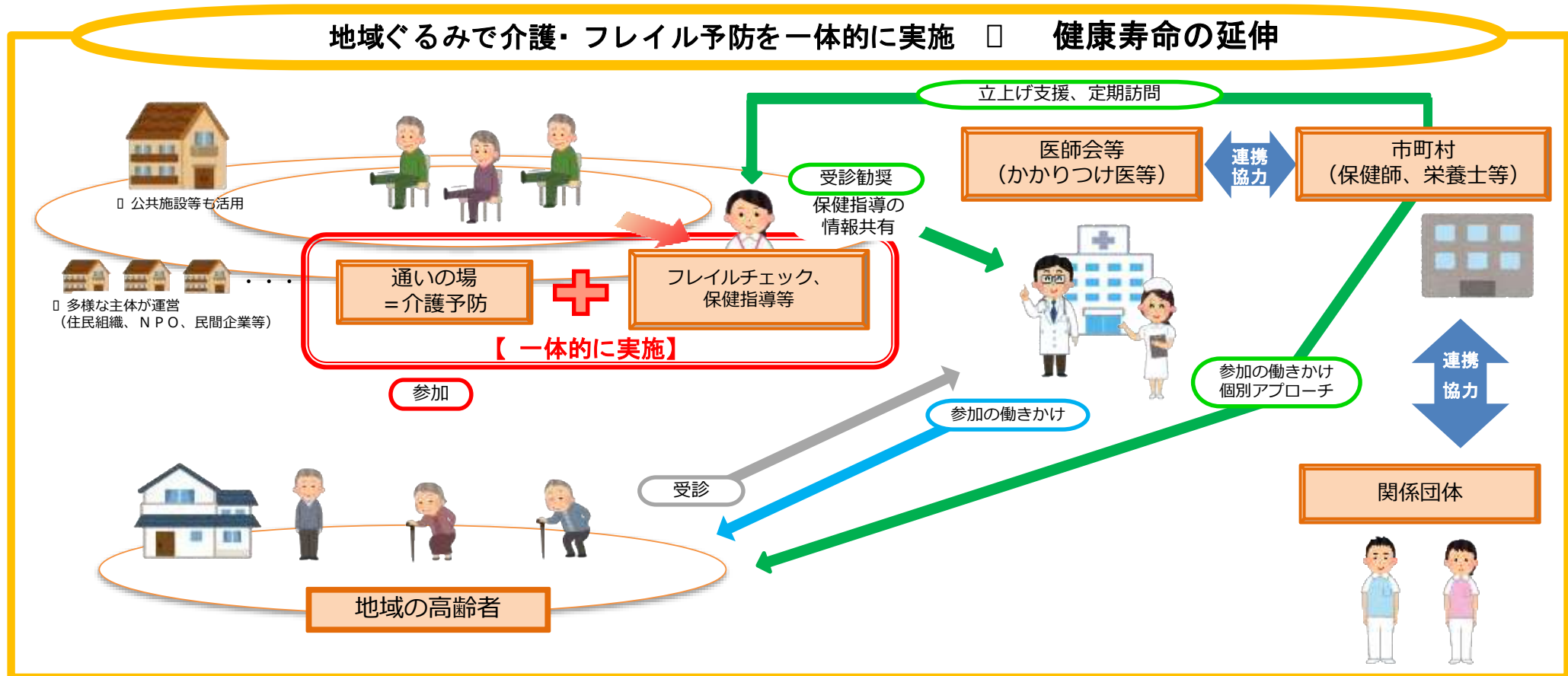
この流れからも、介護事業者のDX化、ICT活用は必須！！

オンラインでのアプローチ方法もどんどん取り入れていかないと、

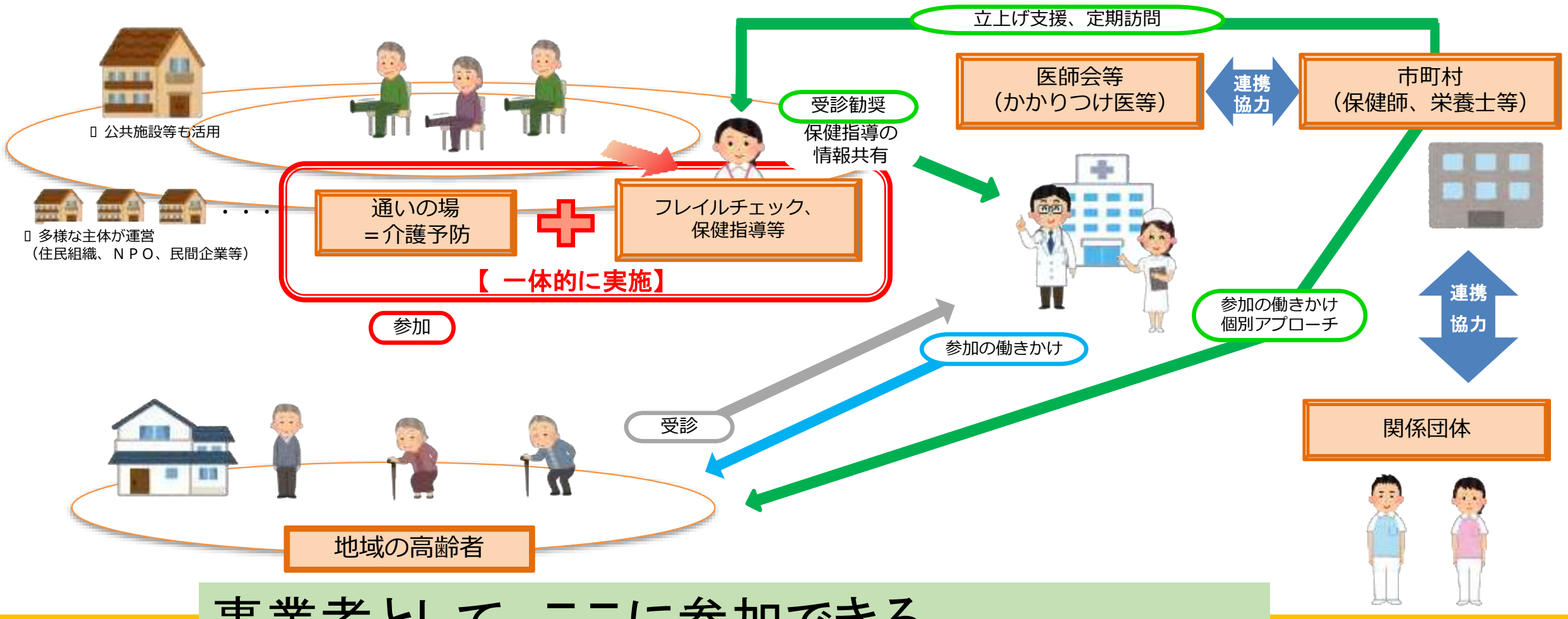
利用者が通所に参加できる機会・場面を確保できなくなります。

予防・健康づくりの推進(医療保険・介護保険における予防・健康づくりの一体的実施)②

- 高齢者の通いの場を中心とした介護予防(フレイル対策(運動、口腔、栄養等)を含む)と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の一体的実施。
- 通いの場の拡大、高齢者に対して生きがい・役割を付与するための運営支援、かかりつけの医療機関等との連携。



地域ぐるみで介護・フレイル予防を一体的に実施 □ 健康寿命の延伸



事業者として、ここに参加できる
「通所サービス」に成長していくことが大切!!

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

3) 地域の「人財」の活用と活躍の場づくり

◎地域サロンの支援 ～地域の人との出会いの場～

☆ 場所、設備、送迎車 の有効活用

☆ シニアボランティアの育成

→ 実は、高齢者サロンも、介護予防・日常生活支援総合事業

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいきいきサロン 整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ① 地域住民のみならず（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ② 身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設などスペースがあればどこでも）
- ③ 気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開設助成金	運営助成金※②、③については、高齢者のみ	
内容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参加対象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実施場所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設など地域の身近な場所		
実施回数	月1回以上、定期的に	月2回以上、定期的に	月4回以上、定期的に
助成額	50,000円	① 月2,000円(小規模) ② 月6,000円(中規模) ③ 月10,000円(大規模)	① 月4,000円(小規模) ② 月12,000円(中規模) ③ 月20,000円(大規模)
参加人数	5人以上	① 5人以上(小規模) ② 15人以上(中規模) ③ 25人以上(大規模)	
申請の条件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申請時期	随時受付(区社協)	半期ごとに受付(区社協)	
その他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書(開設費用申請時)、参加者名簿(運営費用申請時)等、添付書類が必要になります。		

※詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0045 緑区鹿山2-1-5	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からないこと、お困りのことがありましたら是非、お近くの社会福祉協議会(社協)へご相談ください。

お問合せ先は、上記一覧にある最寄りの社協へご連絡ください。



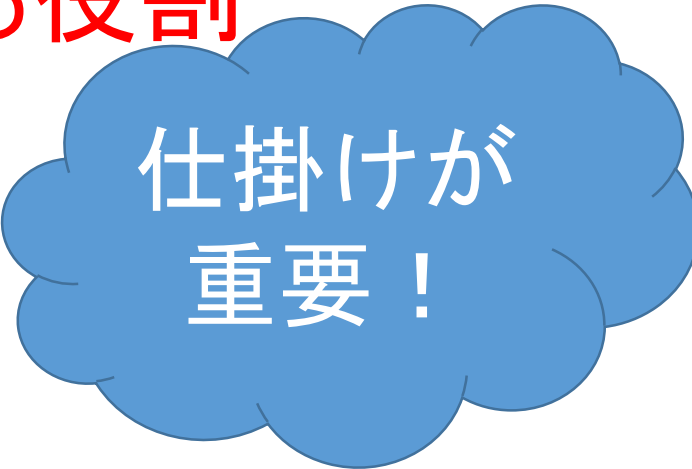
この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン推進事業(名古屋市福祉基金)」に基づき実施しています。

健康維持 → 介護予防 → 重度化予防

ライフステージの変化を意識した

「つなげる」ための働きかけをする役割

地域連携拠点機能

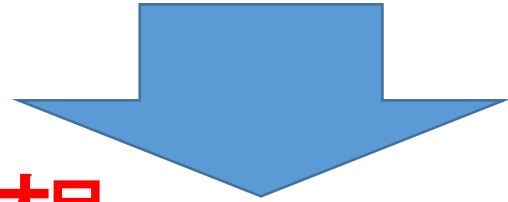


仕掛けが
重要！

医療・介護の「連携」につながり、
地域包括ケア構築のハブとしての存在へ。

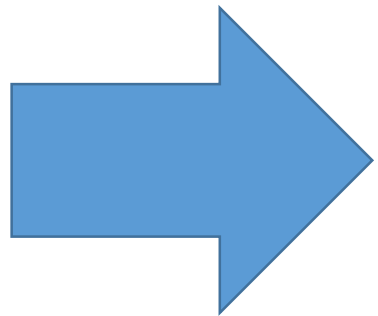
○導入においての課題

「半年で終わってしまう」



○逆転の発想

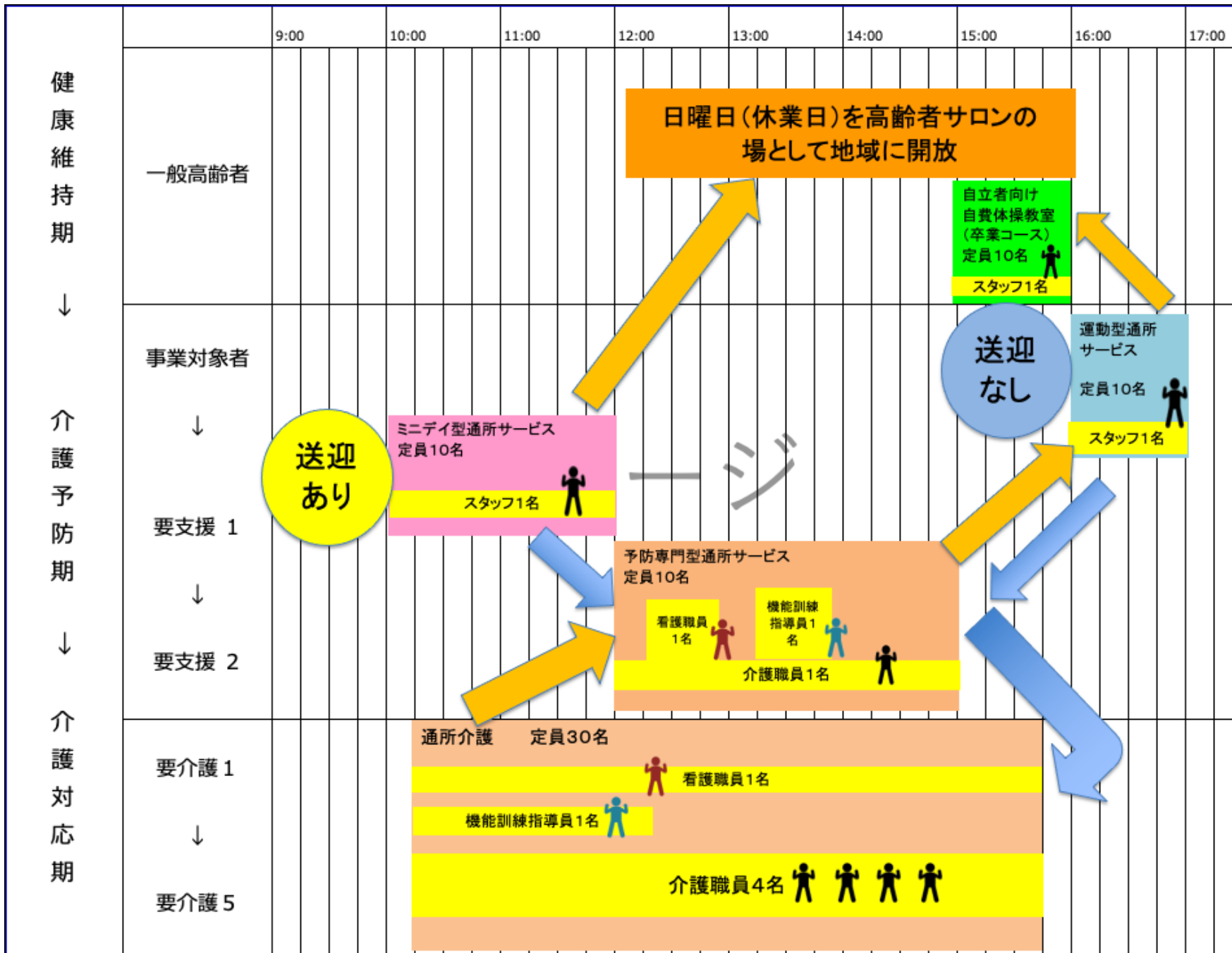
「半年だから、目標を持って
始めることができる」



「修了(卒業)」と次の「活躍」の場が必要
しかも、継続もできるようになった！！

介護予防・日常生活支援総合事業 通所サービスの単位数比較

	月基本単 位数	1回あた り単位数	1回あたり 単価(円)	予防専門型 との差額(円)
予防専門型	1,672	418	4,464	
ミニデイ型	1,417	354	3,783	-681
運動型		240	2,563	-1,901



運動型と
ミニデイの
要件の違い、
メリットは？



送迎があれば、体調の
変化にも対応
できる。

運営には工夫が必要！

★時間(場面)をずらして、担当職員1名で効率的実施。

★事業単位ごとの時間差運営、または休業日(日曜)の活用。

★送迎は、通所介護、予防専門型、ミニデイ型の時間差送迎による効率化。

★卒業後の「場」の確保。

→自費サービスで週2回目の利用枠を作っているところもあります！

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

1) 地域の人に**予め**知ってもらう、そして「デイ」のイメージを変えてもらう。

地域(近所)の「歩いて通える距離」にお住まいの方に

なるべく早い時期から、**なじみの場所**として「使ってもらう」。

Image change

「ケア や リハビリ を受ける場所」から、

「その『**場**』を活用して、自分の『**したい活動**』をしやすい場所」へ！

→ ご近所の方を、健康維持 → 介護予防 → 重度化予防 まですべて支援できる

→ 慣れ親しんだ「場」で、急な入院や療養について相談ができる

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

1) 地域の人に**予め**知ってもらう、そして「デイ」のイメージを変えてもらう。

地域(近所)の「歩いて通える距離」にお住まいの方に

なるべく早い時期から、**なじみの場所**として「使ってもらう」。

→ ご近所の方を、健康維持 → 介護予防 → 重度化予防 まですべて支援できる

→ 慣れ親しんだ「場」で、急な入院や療養について相談ができる

→ 配偶者の看取りを行った後の支援(グリーフケア)を行う場としての活用

→ これらの活用が介護サービスのみではなく、他の分野とも連携を構築

◎効果的かつ効率的な通所サービスの運営の工夫

1) 地域の人に**予め**知ってもらう、そして「デイ」のイメージを変えてもらう。

→ **Good!!** 遠くの福祉窓口や、ケアマネを探しに行く前に、
まず**一番最初に近所の通所（デイ）**に相談に来てくれます！
そのために、通所には地域のための「**生活相談員**」がいるのです。

→ **ケアマネージャーに頼らない地域への告知活動へ**
費用をかけずに宣伝活動ができて、そして地域交流にもなる。